

事例から学ぶ

相談員のための **トラブル対策**

NEWS

「このソファで過ごすから見守って」と要求する家族**■ 入所時にお気に入りのソファを持ち込んできた**

Sさん(84歳女性)は認知症が重い、歩行が自立の利用者です。BPSDがかなり多く、家族が対応できず介護付き有料老人ホームに入所してきました。入所する際に「母は日中ソファで過ごす落ち着くので、ダイルームにソファを置いてもらいたい。母が落ち着くソファは決まっているので使っていたものを寄付します」と娘さんから申し出がありました。大変高価なアンティークのソファでもあり、施設長も断ることができず、引き取ることにしました。

ところが、Sさんは日中このソファでウトウトしては、突然どこかへ行こうとして立ち上がります。眠さもあって立ち上がる時にはかなりふらつきます。ダイルームには必ず職員が一人以上は居ることになっていますが、Sさんの立ち上がりは突然なのですぐに対応できるとは限りません。転倒する度に娘さんから「何のために高価なソファを寄付したと思っているの」とクレームが来ます。職員の中にはソファのクッションを外して、立ち上がれないようにする者まで現れ、ソファの撤去も検討しています。

自発動作にリスクが伴う認知症の利用者への対応**■ 職員の手で事故を防ぐことは難しい**

認知症の方で自発的な動作にリスクが伴う場合、介護職員の対応だけでこれを防ぐことは対策としてあまり得策ではありません。特に自立歩行の利用者の転倒を介護職員の見守りによって防ぐことはほとんど不可能です。この対策だけで防ぐことには限界があり、場合によっては利用者の行動を規制するようになり、多くのデメリットが発生します。

事実、利用者が自分の居場所として心地よいと思っているソファを、居心地悪くしてしまいましたし、転倒防止のために、その物自体を撤去することを検討しています。本人の生活を主体に考えれば、お気に入りの場所を奪われれば落ち着かなくなり、BPSDなどにつながり良いことは何もありません。

■ 施設介護計画書に明記して説明を工夫する

自立歩行の利用者の転倒防止対策は、3種類あります。

- ①本人が安全に歩行できる環境を整備する
- ②転倒しそうになった時、支えられるように見守る
- ③転倒してもケガをしないようにする。



前述のように、②の職員による見守りは限界があるので、①と③を検討することになります。

ただし、上記の対策を全てやっても全ての転倒による骨折事故が防げる訳ではありませんので、家族に対して転倒骨折のリスクを受け入れてもらう必要があります。つまり、介護計画書に明記のうえ、説明して理解を得なくてはなりません。この娘さんの場合は転倒防止策をたくさん提示して協力を仰ぐことが得策と言えるでしょう。

例えば、安全に歩行するには履物やズボンなどの歩きやすい衣服が大切ですので、娘さんをお願いして選んでもらいます。次に、転倒しても骨折しないようにするには、大腿骨の部分に衝撃吸収材が付いたヒッププロテクター付きのパンツを履いてもらうことも効果があります。家族に購入いただければ、家族の意識も高くなります。また、床が硬ければカーペットを敷くなど床の衝撃吸収の対策も効果が高いです。高価なソファを惜しげもなく寄付してくれる娘さんですから、どんどん協力をお願いしてこちらのペースに乗ってもらえば良いのです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・佐伯 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882